

①件名	石巻市施行の被災市街地復興土地区画整理事業に伴う清算金の分割徴収の取扱いについて
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 東日本大震災による甚大な被害を受けた市街地の復興の円滑かつ迅速な推進を図るため、市が施行する土地区画整理事業について、土地区画整理法の規定により石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例を平成25年6月に定め、既成市街地の土地区画整理事業を進めている。</p> <p>【目的】 清算金を分割徴収する場合、震災復興に資する事業であることを鑑み、国が地方公共団体等に融資する資金である財政融資資金の貸付利率を適用することで、関係権利者の負担軽減を図るもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 土地区画整理法（昭和29年法律第119号） 土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）</p> <p>【〔震災復興計画との整合性 震災復興計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり 3 減災まちづくりの推進 (1) 都市基盤の復旧・復興 ◆市街地の整備 土地区画整理事業</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>平成25年 6月25日 「石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例」施行 9月20日 事業計画決定（新門脇、湊東、湊北） 11月 1日 事業計画決定（下釜第一） 平成26年 1月14日 事業計画決定（中央一丁目、湊西） 平成27年 3月27日 事業計画決定（上釜南部、下釜南部） 平成28年 5月 9日 事業計画決定（中央二丁目）</p>
⑤主な内容	<p>石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例において、清算金の分割徴収又は分割交付する場合は、当該清算金に付すべき利子を現行6%と定めているところを、分割徴収に限り、換地処分の日における財政融資資金の貸付けの利率に改める。</p>

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

本条例の改正により、関係権利者の負担軽減を図ることによって、被災者の再建を促すとともに、円滑かつ迅速な事業の推進を図る。

⑦他の自治体の政策との比較検討

■分割徴収に係る利子率

利子	根拠	採用市町
年利6%	土地区画整理法施行令	東松島市、七ヶ浜町、岩沼市
年利3.1%	政府遅延利息	女川町
年利1%	長期プライムレート	塩釜市
年利0.01%	※財政融資資金貸付金利	南三陸町、気仙沼市、名取市、多賀城市、仙台市

※ 財政融資資金貸付金利は、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告日の翌日における財政融資資金の貸付利率のうち、償還期間5年以内で据置期間無し、償還方法が半年賦元金均等償還に該当する貸付金に適用される利率を設定している。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成30年2月	市議会第1回定例会に石巻市被災市街地復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について提案（公布の日から施行予定）
	中央一丁目地区 換地処分公告
3月	中央一丁目地区 清算金決定通知発送
秋頃	下釜第一地区 換地処分公告
平成30年度末	新門脇地区、湊北地区 換地処分公告
平成31年度	湊東地区、上釜南部地区、下釜南部地区 換地処分公告
平成32年度	湊西地区、中央二丁目地区 換地処分公告

⑨その他